

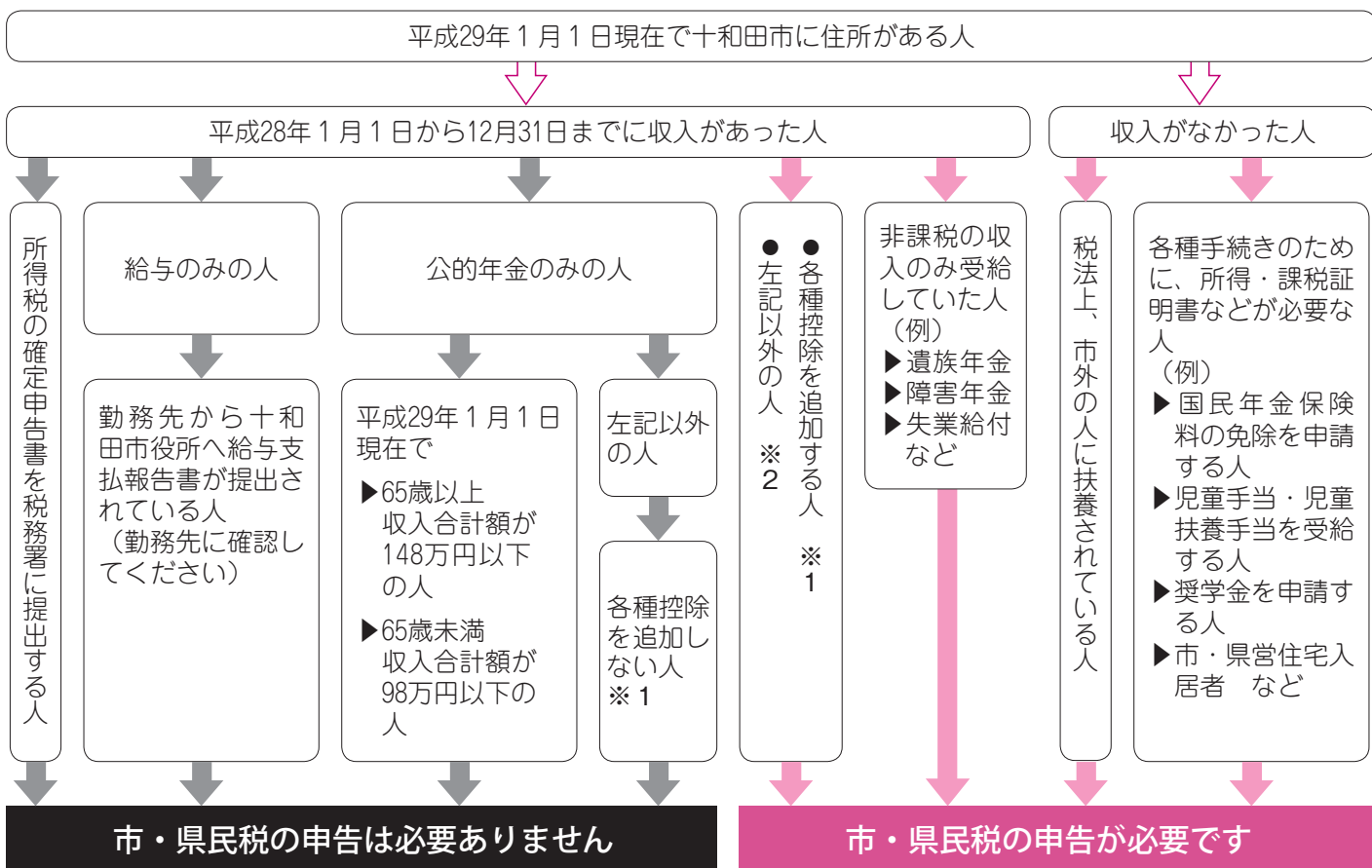
2月9日(木)～3月15日(水) 市・県民税の申告を受け付けします

☎ 税務課市民税係 ☎ 516766・6767

所得税がかからない人が、市へ行う申告を「市・県民税の申告」といいます。

国民健康保険税の税額計算や、各種手当・行政サービスの負担額の基礎になる、とても重要なものですので、申告の必要人は忘れずに申告しましょう。書類やレシートなどは必ず整理・集計し、事業所得などのある人は、収支内訳書を作成の上、持参してください。持参しない場合は、申告の受け付けはできません。

①申告が必要なのか確認をしましょう



※1 各種控除とは、扶養控除（16歳未満の年少扶養控除など）、医療費控除、社会保険料控除（国民健康保険税など）、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などがあります。
 ※2 400万円以下の公的年金収入のほかに、20万円以下の年金以外の所得がある人や、給与収入（年末調整済み）のほかに、20万円以下の所得がある人は、確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。

十和田税務署での申告となる人

次の人や税務署から申告書が送られている人は、十和田税務署での申告となります。

- ▶事業収入が1,000万円超の人
- ▶相続税・贈与税などの申告
- ▶住宅借入控除1年目の申告
- ▶土地や株式の譲渡所得（収用を除く）のある人
- ▶先物取引による所得のある人 など

所得税の還付申告は税務署または国税庁ホームページ（左ページ参照）から行ってください

申告をしないと…

市・県民税…各種控除の申告漏れにより、納める税額が高くなる場合があります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料…未申告の人が世帯にいる場合、世帯の所得が確定しないため、軽減措置が適用されない場合があります。

国民年金…免除申請ができません。

児童手当・子ども医療費など各種給付サービス…対象者資格、サービスの内容に影響が出る場合があります。

